

キャンプ瑞慶覧

(施設技術部地区内の倉庫地区の一部等)

まちづくりニュース



令和2年3月 第1号

キャンプ瑞慶覧（施設技術部地区内の倉庫地区の一部等）の 地区の位置づけ・区分と跡地利用の実現方策について説明を行いました

キャンプ瑞慶覧（施設技術部地区内の倉庫地区の一部等）では、平成31年3月19日に北谷町商工会ホールにて地権者説明会を実施し、地形等から地区の位置づけ・区分、及び区分ごとの跡地利用の実現方策について説明を行いました。



河川部分	河川改修の実施
平坦地部分	土地区画整理事業の実施
丘陵地部分	北谷城(文化財)としての買取りの実施
白比川上流部分	現況利用を継続

キャンプ瑞慶覧（施設技術部地区内の倉庫地区の一部等）の 返還予定時期が「令和2年3月31日」と示されました

返還後には、国による支障除去作業（米軍が使用したことにより生じた建物の除去や返還区域における有害物質と不発弾に関する調査や除去）を経て、地権者に土地を引き渡すこととなっております。

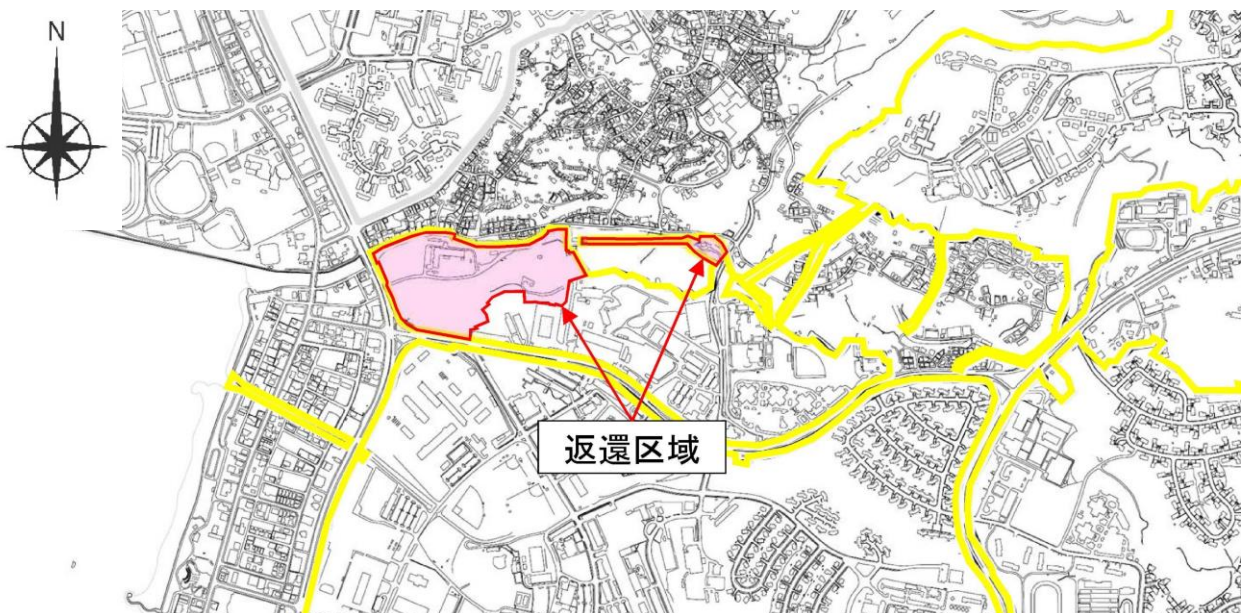
その支障除去作業を行うにあたっては、令和元年12月27日付けで沖縄防衛局より当該地区の返還に関する実施計画の案が示されました。

実施計画の案については、次ページに掲載しましたので、ご確認ください。

駐留軍用地の返還に関する実施計画の案（沖縄防衛局より、抜粋）

返還が合意された区域の名称	キャンプ瑞慶覧
返還に係る区域	(以下の図面のとおり)
返還の予定面積	約110,000㎡
返還の予定時期	令和2年3月31日
返還に係る区域内に所在する駐留軍が使用している建物その他土地に定着する物件	<p>1 概要</p> <p>(1) 建物：工場等5棟</p> <p>(2) 土地に定着する物件：工作物一式</p> <p>2 除去をとするした場合に当該除去に要すると見込まれる期間</p> <p>約1年</p>
<p>返還に係る区域において国が行う調査</p> <p>(調査の事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 土壌の汚染の状況</p> <p><input type="checkbox"/> 水質の汚濁の状況</p> <p><input type="checkbox"/> 不発弾その他の火薬類の有無</p> <p><input type="checkbox"/> 廃棄物の有無</p>	<p>調査を行う区域の範囲</p> <p>約110,000㎡</p> <p>調査に要すると見込まれている期間</p> <p>約2年</p>

- ※1 引渡しまでに要する期間については、上記表内の「除却をとするした場合に当該除去に要すると見込まれる期間」及び「調査に要すると見込まれる期間」を単に合計した期間とはならない。
- ※2 「調査に要すると見込まれる期間」には、調査に要する期間だけでなく、調査の結果、確認された土壌汚染等の処理期間も含んでいる。



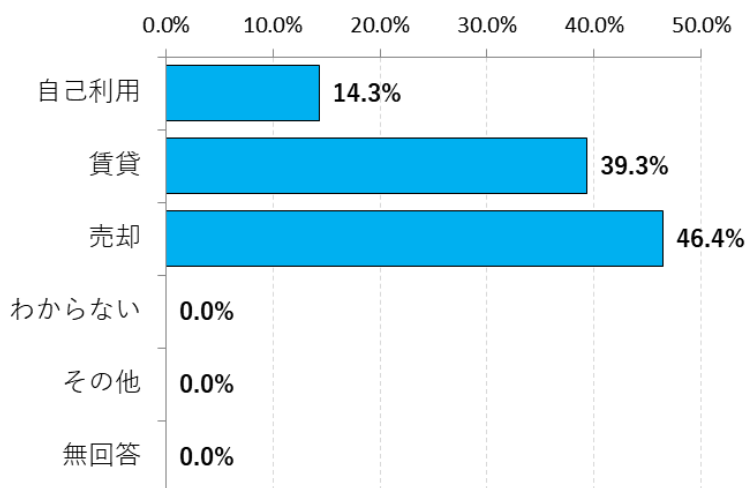
● 平坦地部分における個別相談会での意向確認結果について

令和元年度は平坦地部分にて個別相談会を開催し、 土地利用の意向確認を実施しました

キャンプ瑞慶覧（施設技術部地区内の倉庫地区の一部等）の平坦地部分の土地所有者を対象として、情報提供や返還後の土地利用の意向確認のほか相談や不安解消を目的として、令和元年12月に個別相談会を開催しました。この個別相談会にて聴き取りしました土地利用の意向確認の主な結果をお示します。なお、令和2年1月末時点で、回収率（対人）約67%です。

○お持ちの土地を返還後にはどのようにお考えですか。また、優先順位はどのようにお考えですか。

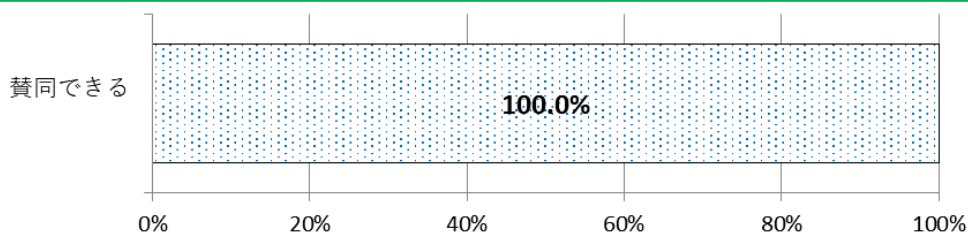
- ◇ 「賃貸」「売却」といった地代収入による土地の資産活用を望む傾向にあると考えられます。
- ◇ 「自己利用」については、情報提供等により継続的な対応が必要と考えられます。



※複数回答のため回収した地権者数と異なる

○本地区一体での跡地利用の推進に賛同いただけますか。

- ◇ 全回答が「一体での跡地利用の推進に賛同できる」であり、積極的な推進が必要と考えられます。



- 当てはまる
- やや当てはまる
- どちらでもない
- やや当てはまらない
- 当てはまらない
- 無回答

● 土地の先行取得について

令和元年度より平坦地部分にて緑地用地の先行取得を行いました 令和2年度も土地の先行取得を予定しています

令和元年度より、平坦地部分に土地を保有する方を対象に、緑地（3,000 m²）の確保を目的とした土地の先行取得事業を実施し、約 1,500 m²分の土地を先行取得しました。

令和2年度も引き続き土地の先行取得を予定しておりますので、受付開始する際には改めて対象の地権者のみなさまへご案内いたします。

● 北谷城の文化財指定にかかる同意書取得について

令和元年度より丘陵地部分にて 北谷城の文化財指定にかかる同意書取得を開始しました

キャンプ瑞慶覧（施設技術部地区内の倉庫地区の一部等）の丘陵地部分に存する北谷城については、これまでの調査によって、城郭を形成する石垣の一部など貴重な文化財が多く確認されていることから、北谷町教育委員会において文化財指定に向けた取組を行っております。

文化財指定を受けるには、丘陵地部分に土地を保有する方の同意書が必要であることから、令和元年度より同意書取得のための戸別訪問を開始しました。

今後も引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。

編集/発行 北谷町 総務部 企画財政課

発行日 令和2年3月

問い合わせ先 北谷町 総務部 企画財政課

TEL 098-936-1234（内線 165・166）

FAX 098-936-7474

このたび、キャンプ瑞慶覧（施設技術部地区内の倉庫地区の一部等）の『まちづくりニュース』を発刊しました。今後もこの『まちづくりニュース』を随時発行し、まちづくりの状況などをお知らせしてまいります。

このニュースへのご意見や、まちづくりに関するご質問等がありましたら、お気軽にご連絡下さい。

キャンプ瑞慶覧（施設技術部地区内の倉庫地区の一部等）まちづくりホームページ
http://www.chatan.jp/choseijoho/machi_keikaku/campzukeran/index.html

